

4-④ 議会報告会の実施

4-⑤ 意見聴取会の実施

4-⑥ 出前議会の実施

検討趣旨	開かれた市会の推進及び政策形成機能の充実の観点から、議会報告会や意見聴取会、出前議会など、議会自らが市民のもとへ出向き、主体的に民意を把握する手法について検討する。
現 状	<p>近年多くの議会において制定されている議会基本条例には、「住民参加の取組が遅れている」など、地方議会の現状に対する住民の指摘を踏まえ、議会の活動理念や審議の活性化と共に、住民参加を規定したものが多く見られる。また、地方制度調査会の答申においても、「議事機関である議会の政策形成機能の充実、住民と議会との意思疎通の充実」(第28次、平成17年12月9日)について言及されるなど、議会の意思と住民の意思がかい離しないような取組が求められている。</p> <p>このことから、他都市議会においては、議事機関である議会総体として、市民に議会の活動状況を報告し議会への理解を深めてもらう議会報告会をはじめ、議会や市政に関する特定のテーマについて市民の意見を直接聴取し議会活動に反映させる意見聴取会、議会の実質的活動の場である委員会等を、市民に身近な場所において公開のもとを行う出前議会など、市民との関連性に着目した手法を活用する事例が多く見られる。</p> <p>一方、本市会では、議員個人や各会派において、それぞれの取組として議会報告や意見聴取等は行われているが、議事機関である市会総体として、市会における議論の経過や結果、活動状況等を市民に報告し、出された意見を政策形成に活用するような取組は行われていない。</p> <p>市民の代表として、議会活動全体に対する市民の理解を一層促進し、更にその説明責任を果たすために、活動状況を市民に口頭で直接報告し、議会や市政に対する住民のニーズを把握することや、市民のもとに出向き委員会を開会することで、議会活動を身近に感じてもらうなど、議会自らが積極的に市民の中に歩みを進めていくことが要請されている。</p>
論 点	議会における住民参加の取組や、議事機関としての政策形成機能の充実等、地方議会を取り巻く現状と求められる役割を踏まえたうえで、議会全体としてどのような取組を行うべきか、その意義や目的を明確にしながら検討する必要がある。
参 考	<p>【政令指定都市の状況】 以下の都市で事例がある。</p>

議会報告会、意見聴取会及び出前議会の実施状況

種 別	実施都市（開催年月：回数）	【テーマ】
議会報告会 (2市)	名古屋市 (22年4月：5回)	【議会基本条例】 【22年度予算修正の経緯】
	北九州市 (23年11月：3回)	【22年度決算概要及び決算委員会審議概要】
意見聴取会 (4市)	新潟市 (22年11月)	【議会基本条例（試案）】 *市役所で実施
	さいたま市 (21年10月)	【オープン議会（議会基本条例講演会）】 *議場にて開催
	名古屋市 (22年3月)	【議会基本条例パブリックヒアリング】
	" (22年8月)	【議会活動の広報予算等】
	北九州市 (23年7月)	【議会基本条例（素案）】
出前議会 (2市)	静岡市 (22年11月)	【中山間地域の振興等】 *中山間地活性化及び有度山整備促進特別委員会で実施
	さいたま市(20年11月～：4回)	【オープン委員会】 *常任委員会を協議会として講演会、質疑応答を実施
	" (22年4月)	【見沼田圃における土地の問題点等】 *見沼田圃将来ビジョン特別委員会で実施 *併せて参考人招致も実施